

十島村通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組方針～

平成30年9月

十島村教育委員会

1 プログラムの目的

平成24年度、全国区で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、国や県の指導に基づき各島の小・中学校の通学路において、各学校が点検を実施し、必要な対策内容について必要に応じて関係課と協議を図ってきています。

平成30年度には、新潟市において下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件が発生しました。

このことを受けて平成30年度は、登下校時の通学路における犯罪防止の点からの安全確保と交通安全確保の両面から合同点検を実施するとともに、今後通学路における安全確保に向けた取組を一層深めるために、「十島村通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は本プログラムに基づき、必要に応じ関係機関と連携し、児童生徒が安全に登下校できるよう通学路の安全確保を更に図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

各小・中学校の通学路における安全確保のために、各機関が連携を図るため、以下をメンバーとする「十島村通学路安全推進会議」を設置しました。

- ・十島村教育委員会
- ・各小・中学校長
- ・各小・中学校長PTA会長
- ・各島の役場出張所長
- ・各島自治会長
- ・中之島駐在所

※ 必要に応じ、十島村役場総務課、土木交通課、地域振興課との連携も図る。

3 取組方針

(1) 基本方針

恒常的な通学路の安全を確保するために、学校長及び学校職員・役場出張所長・PTA会長・自治会長等による合同点検を定期的実施するとともに、点検結果の必要に応じて村教育委員会と村役場当局の関係課が協議し、交通安全確保のための対策の検討・実施を図ります。

(2) 定期的な合同点検

ア 合同点検の実施時期等

- ・各小・中学校の通学路安全推進会議（校長、PTA会長、役場出張所長、自治会長等）で自校の通学路を、1年に1回合同点検します。
- ・年度初めから6月末までには合同点検を終了させ、結果を村教育委員会に報告するとともに、結果等を踏まえて安全マップを作成し、「学校保健・安全・体育・給食等調査」に添付して県教育委員会に毎年報告します。

イ 合同点検後の検討

- ・ 村教育委員会は各小中学校の合同点検結果を踏まえ、必要に応じて十島村役場総務課，土木交通課，地域振興課と協議し，対策を検討します。

(3) 対策の検討内容, 実施

ア 検討内容

- ・ 村教育委員会と役場当局との協議の結果，対策を講じる必要の生じた危険箇所については，箇所ごとに設置物あるいは路面塗装等の施設面や，児童生徒の交通安全教育等の指導面の対策等，必要に応じて具体的な対応策を検討します。

イ 対策の実施

- ・ 対策の実施に当たっては，例えば施設面の対策については村役場当局実施します。また指導面の対策に当たっては村教育委員会が実施するなど，関係者間で連携を図ります。

(4) 対策効果の把握・改善

ア 対策効果の把握

- ・ 対策後の効果等を把握するために，学校長を中心とする合同点検を年度の後半に実施する，各小・中学校の通学路安全推進会議メンバーにアンケートを実施するなど，学校長を中心として情報把握に努めます。

イ 把握後の改善

- ・ 学校長は，把握した対策効果の有無等について，村教育委員会に報告します。
- ・ 村教育委員会は，報告に基づき新たな対策の必要性の有無について検討し，必要に応じて村役場関係課に情報を提供します。

4 安全マップ(危険箇所図), 通学路における危険箇所等の公表

各小・中学校の交通安全上の点検結果（危険箇所）及びその後の対策内容等については，それらを踏まえた安全マップを作成し，「学校保健・安全・体育・給食等調査」に添付して県教育委員会に毎年報告するとともに，「安全マップ（危険箇所図）」あるいは「通学路における危険箇所等」として，各学校のホームページに公表します。